

総社市農林業施設整備事業補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第57号

総社市農林業施設整備事業補助条例施行規則の一部を改正する規則

総社市農林業施設整備事業補助条例施行規則（平成17年総社市規則第123号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第2条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

総社市長 様

事業名
受益者代表
住 所
氏 名

農林業施設整備事業補助金交付申請書

年 月 日 事業が完了したので、総社市農林業施設整備事業
補助条例施行規則第2条第1項の規定により補助金を交付くださるよう申請します。
なお、精算額は 円です。